

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会
退職手当規程

第1条 この規程は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）正規職員就業規則第44条に基づき職員の退職手当金について定めるものである。

第2条 職員の退職手当金は、勤続年数1年以上の職員が本会正規職員就業規則第16条により退職したときに支給する。

第3条 退職手当金の額は、勤続期間に応じ次により計算される金額とする。また、これにより退職手当金に10円未満の端数があるときは切り捨てる。

退職時の基本給×全国社会福祉団体職員退職手当積立基金約款の定める給付率

第4条 本人の死亡の場合の退職手当金は、これを遺族に支給する。

2 前項の遺族及びその順位については、遺族補償に関する労働基準法の定めによる。

第5条 退職手当金は、その支給の事由が発生した日以後60日以内に支給する。

第6条 職員の退職手当金支給のため、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金及び本会の退職給与積立金により、要支給額の総額を積み立てるものとする。

第7条 懲戒解雇された職員には、原則として退職金を支給しない。

第8条 勤続期間の計算は、次のとおりとする。

- (1) 勤続期間は採用の日より退職の日までとし、暦日によって計算する。
- (2) 休職・休業期間は勤続期間に算入しない。ただし、正規職員就業規則第13条3項の会長の承認を得た場合はこの限りでない。
- (3) 休職期間は、次の場合を除き勤続期間に算入する。
 - ①業務外の傷病により引き続き6ヶ月以上欠勤したときの24ヶ月をこえる月数 ただし結核による場合は36ヶ月をこえる月数
 - ②家事の都合その他の事由により引き続き6ヶ月以上欠勤したときの12ヶ月をこえる月数

第9条 本会が当規程を廃止したときは、その時点における退職手当金を計算し、分配する。

第10条 本会が当規程を廃止するに至った場合、当該職員に対し、第9条の規定によるもののほか、必要な事務手続きを行なう。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成24年10月16日から施行する。